

特定特殊自動車改善措置届出一覧表

改善措置届出日：令和2年5月27日

改善措置 届出番号	45	改善措置 開始日	令和2年05月25日
届出者の氏名又は名称	株式会社リョーキ 代表取締役 森川 英樹 問い合わせ先：環境機器事業部 サービス課 TEL：082-433-6201		
不具合の部位 (部品名称)	エンジン制御装置（尿素SCR使用制限構造）		
基準不適合状態にあると認める構造、装置又は性能の状況及びその原因	尿素SCR特殊自動車において、エンジン制御装置（ECM）が尿素SCRの異常状態を検知した場合、運転者に対して注意喚起・警報を行い、その後、段階的にエンジンの出力低下等の使用制限を行う構造を有しているが、段階的な使用制限のうち、第三段階の使用制限において、運転者への周知に際し、本来意図していた取扱説明書の記載内容（50%トルク制限・エンジン回転数1000rpm制限）と異なる使用制限（50%トルク制限のみ）がかかってしまう。 段階的な使用制限とは、基本的に「警告区分1」、「レベル2」、「レベル3」の3段階になります。「レベル3」の段階において、本来はトルクを50%に制限し、エンジン回転数も1000rpm（アイドル回転数）まで低下させることを意図していましたが、現状のソフトウェアはトルクを50%に制限させるのみでエンジン回転数をアイドル回転数まで低下させるロジックが機能していなかったというものです。 ※詳細は取扱説明書を参照願います。		
改善措置の内容	対象全車両において、本来意図していた使用制限構造を有する制御ソフトウェアに変更する。		
不具合件数	0件	事故の有無	なし
発見の動機	原動機メーカーからの情報による。		
特定特殊自動車使用者に周知させるための措置	直接電話又はダイレクトメール等により連絡する。		

車名	型式	呼称 (カタログ名)	改善措置対象車の車台番号 及び 製作年月日	改善措置 対象車の台数	備考
FORUS	HB-180III TT	HB-180III	688 輸入年月日：2020年3月30日 689 輸入年月日：2020年3月30日	2台	